

第 11 回

東京都推奨携帯電話端末等検討委員会

平成 31 年 3 月 28 日（木）

都庁第一本庁舎北塔 34 階

青少年・治安対策本部 総合対策部「34A会議室」

午前 10 時 00 分開会

○青少年課長 それでは、皆様おはようございます。年度末のお忙しいときにお越しいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、第 11 回の推奨携帯電話端末等検討委員会ということになります。

それでは、こちら、10 時から間もなく開式ということになっておりますが、事務局から事前に連絡を申し上げさせていただきます。

本日、第 11 回東京都推奨携帯電話端末等検討委員会につき、大変お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本来であれば、1 月下旬の開催を予定していたところでございますが、当本部の組織改編等に係る事務作業等の影響もございまして、年度末の開催となりましたことをおわび申し上げます。各委員の皆様におかれましては、日程調整に大変ご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、本委員会の運営についてご説明申し上げます。

本委員会は公開で行われますが、東京都情報公開条例に基づく非開示情報を取り扱う部分、具体的には推奨しようとする機能が基準に適合するか否かの意見を述べる場合や公にすることで企業等に不利益が生じる場合につきましては、皆様にご検討していただき、例外として非公開とすることができることとなっております。本日は、申請された機能について、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと考えているところでございます。そして、当該機能の審査につきまして、公開、非公開とするかという点につきましては、後ほど委員の皆様にご検討をいただいて、公開、非公開を決定するという点についてもお願いしたいと考えている次第でございます。

本日は、今のところ、傍聴人はいません。

また、速記会社による録音が行われております。会議録は、非公開部分を除き公開ということになっております。

最後に、事務局担当者の異動がございましたので、ご連絡いたします。

健全育成担当課長の鍋坂が 2 月 18 日付で異動いたしまして、同日付で健全育成担当課長に小林が着任いたしました。

○健全育成担当課長 小林でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○青少年課長 以上で、事務局からの事前連絡を終わります。

それでは、引き続き、委員会を開催いたします。坂元会長、よろしくお願いいたします。

○坂元会長 それでは、第 11 回東京都推奨携帯電話端末等検討委員会を始めさせていただきますと思います。皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、事務局から委員の出欠状況につきまして、ご報告をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、まず、新規委員につきましてご紹介を申し上げます。

業界に関係を有する委員として、青少年ネット利用環境整備協議会のご推薦を受け、ご就任いただきました、藤川委員でございます。藤川委員については、二度目の委員へのご就任でございますが、よろしくお願いいたします。

○藤川委員 藤川です。よろしくお願いいたします。

○青少年課長 続きまして、本日の委員の出欠状況でございます。

岸田委員の代理といたしまして、村上様にご出席いただいております。

○村上委員代理 埼玉県青少年課の村上と申します。岸田が所用のため、私が代理で出席します。昨年は、条例改正の対応等で出席できずに申しわけありませんでした。よろしくお願いいたします。

○青少年課長 太田委員の代理として、橋本様にご出席いただいております。

○橋本委員代理 警視庁少年育成課の橋本でございます。よろしくお願いいたします。

○青少年課長 石田委員の代理として、三村様にご出席いただいております。

○三村委員代理 教育庁、三村です。よろしくお願いいたします。

○坂元会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、配付された資料について、確認をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、配付資料について確認をいたします。

配付資料は、次第、名簿、座席表のほか、資料 1 から 3 までございます。資料 1 は、東京都青少年健全育成条例及び同規則の抜粋でございます。資料 2 は、東京都推奨携帯電話端末等検討委員会運営要綱でございます。資料 3 は、東京都推奨機能申請要綱でございます。確認の上、不足等ございましたら事務局までお申しつけいただければ幸いです。

よろしいでしょうか。以上でございます。

○坂元会長 それでは、第 11 回東京都推奨携帯電話端末等検討委員会の議事に入らせていた

だきます。

前回委員会開催から約半年経過をしておりますので、推奨制度について事務局から改めて簡単に説明をしていただけますでしょうか。

○青少年課長 それでは、これまでの経過について、事務局から簡単に説明をさせていただきます。

平成 29 年 12 月の東京都青少年健全育成条例の改正によりまして、青少年に当該青少年に係る児童ポルノ等を不当に要求する行為を禁止する規定を新設するとともに、推奨制度について定めた条例第 5 条の 2 を改正し、スマートフォン等のインターネット接続機器にインストールでき、青少年を健全に育成する上で有益なアプリケーションを推奨対象に追加したことを受け、平成 30 年 2 月の第 8 回検討委員会、同年 4 月の第 9 回検討委員会において、機能推奨の推奨基準について、事務局案を土台としたご意見を頂戴いたしました。その後、事務局において、委員の皆様からいただいたご意見をもとに、東京都青少年健全育成条例施行規則を改正し、機能推奨の推奨基準を改定いたしました。本施行規則は、平成 30 年 6 月 1 日付で施行されております。

資料 1の 2 枚目以降が、東京都青少年健全育成条例施行規則の抜粋となっております。

機能推奨基準は、第 2 条の 2 第 2 項において規定し、第 1 号から第 5 号まで五つの要件を定めております。第 1 号は、イ、青少年による児童ポルノ等の作成または提供の防止。ロ、青少年の自殺または犯罪の防止。ハ、いじめの防止。ニ、その他、インターネット利用に伴う危険性の除去のいずれかに資する機能であること。第 2 号は、青少年のプライバシーに配慮されているもの。第 3 号は、サイバーセキュリティーに配慮されているもの。第 4 号は、青少年に広く利用されるように配慮されているもの。第 5 号は、知事が必要と認める要件を備えていることの五つでございます。

続きまして、6 月の第 10 回委員会におきましては、機能推奨基準に基づくアプリの評価方法について、皆様のご意見をお伺いいたしました。事務局からは、当初、点数制による五段階評価などの案を提示させていただきましたが、非常に判断しがたいという点も含め、委員会でのご意見や、その後のメール等での意見交換などをさせていただき、修正し、資料 3 の東京都推奨機能申請要綱、別表として提示させていただいております、インターネット接続機器に利用者が付加することができる機能の推奨検討に係る運用・評価基準として提案いたしました。委員の皆様のご同意を得て策定をした次第でございます。

本基準につきましては、平成 30 年 10 月 30 日付で施行されております。

続いて、企業から推奨の申請があった場合の推奨の流れにつきましてご説明を申し上げます。

まず、申請されたアプリの評価方法につきましては、別表の上段の評価の方法の以下に記載をしております。まず、申請者は、検討委員会に対しまして、申請に係る機能が東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則第 2 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げるいずれかの要件及び第 2 号から第 5 号までに規定する要件に適合し、青少年を健全に育成する上で有益であることについて説明を行うとございます。これは、申請者によるアプリのプレゼンと、それに伴う検討委員会委員の質疑応答を想定しております。施行規則に定める推奨基準の要件をどのように満たすかということについて、申請者から説明を受けるものでございます。

次に、(2) でございます。

検討委員会の各委員は、前記の説明を受けた上で各自の知見を踏まえ、下記インターネット接続機器に利用者が付加することができる機能の推奨検討に係る運用評価項目の基準表により、申請された機能に対する「良・可・不可」の評価と当該評価に至った理由を意見として表明するとありますが、申請者からプレゼンを受けた後、委員の皆様には運用評価項目の基準表記載の評価の視点等に記載された各項目に該当するか否かを自身の考えに基づき推奨の可否について「良・可・不可」で判断していただき、その判断に至った理由について意見を述べていただきます。

(3) として、検討委員会は、(2) で示された意見及び各委員の評価状況等を取りまとめ、知事に提出する。

(4) に、知事は、各検討委員の評価や当該評価に至った理由等を参照し総合的な検討の上で推奨の可否を決定するとありますが、委員の皆様には、プレゼン時にチェックリストをお配りしておりますので、「良・可・不可」のチェックと、その理由を簡記していただき、提出していただきます。「良・可・不可」の基準でございますが、「良」は大変すばらしい、「可」は特段問題もなく役に立つものだと判断できる、「不可」は評価基準を満たさないというところでございます。

また、委員の皆様が、それぞれとして思うところを述べていただければ幸いです。その上で、事務局におきまして、委員の皆様の意見を参照しつつ、推奨の可否について知事の下承を得て推奨を決定することになっております。

こちらについては、後ほど、若干ご検討いただきたいところがございますが、「良・可・不可」ということについて、仮に検討ということで、どれもつけられない、判断を保留したいというケースも恐らくあるかと思われま。その場合には、こちらに印をつけないで保留と宣言することが議事の進め方として問題ないとするか、それとも何らかの形で、これは必ずつけるべきだとするかという点については、私といたしましては、委員様のご判断としまして、保留ということもあり得るかなと考えているところではございますけれども、後ほど、やり方についてご意見をいただけたらと考えているところがございます。

次に、まずは説明を進めさせていただきます。

(5) 当該検討につき、知事は、規則第2条の2第2項第2号及び3号にかかわる事項について、専門家の意見を求めることができるとありますが、申請された機能のプライバシー配慮やサイバーセキュリティー配慮について疑義がある場合は、専門家からの意見を聞いた上で推奨の可否について慎重に検討するための項目でございます。

次に、運用評価項目の基準表記載の評価の視点欄についてご説明いたします。

評価の視点につきましては、先に上げました規則の第2条の2第1号から第5号までの推奨基準に沿って設けております。例えば、要件1については、規則第2条の2第2項第1号イ、ロ、ハ、ニの四つの基準を設けております。そのうちのイについては、推奨基準がインターネット上で青少年が当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求められた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、または保護者等による保護もしくは看護を可能にするなど、青少年による児童ポルノ等の作成または提供の防止に資するものであることと規定されておりますが、この基準に沿って青少年による児童ポルノ等の作成または提供の防止に効果的な機能であるかという点を判断していただきたいと考えております。

また、機能の例として幾つか挙げておりますが、あくまでも例でございますが、この他の機能であっても青少年による児童ポルノ等の作成または提供の防止に効果的な機能である場合、要件1は満たすということとなります。他のロ、ハ、ニにつきましても、同様の考え方で判断をしていただきたいと考えております。

このように、要件1のイ、ロ、ハ、ニのいずれかを満たした場合、次に、要件2から要件4について判断をしていただきます。

要件2につきましては、規則の第2条の2第2項第2号に規定されております。青少年のプライバシーに配慮されていることとございます。評価の視点欄につきましては、評価のプ

プライバシー、そしてその他の人権に配慮されているかとなっているところでございますが、この部分におきましても、例えばアプリの機能が被害防止という観点から見て秀逸ではございますが、片や青少年のプライバシー保護の観点から不十分であるというような要素、もしくは何らかの形でプライバシーを侵害せざるを得ないというふうになっていた場合には、青少年のプライバシー保護侵害に見合うだけの利益というものがきちんと存在するかどうかなどを比較考量して、適正に判断する必要があるというところもでございます。これは、アプリの性質によってさまざまに内容が変化するところでもございますので、現時点では詳細なところまでは定めておりませんので、実際に、どんなものが来るかというところを見ながら、ご判断いただくというところかと考えております。

次に要件3につきましては、規則第2条の2第2項第3号に規定されているサイバーセキュリティに配慮されていることでございます。評価の視点についても、サイバーセキュリティが確保されているかとしておりますが、サイバーセキュリティをアプリの構造まで見て判断していただくということになりますと、こちらの委員会の構成からいたしまして、アプリの構造審査ということになりまして、その技術面の審査も含めて現実的には難しいと考えているところでございます。そこで、当検討委員会におきましては、機能を提供するに当たり、事業者によるサイバーセキュリティ上のチェックが行われているか。また、機能提供後にセキュリティ上の問題等が判明した際の適切なサポート体制が整っているかということを見て、まずは判断していただきたいと考えているところでございます。

続いて、要件4の基準につきましては、規則の第2条の2第2項第4号にて規定されている青少年に広く利用されるように配慮されていることでございます。評価の視点は、保護者または青少年が機能の設定を容易にできるマニュアルと、こちら、ウェブサイトからダウンロードするものとかというところが用意されていることや、サポート体制の充実、導入及び、その操作が容易であること、導入できる機器が多いことなど、アプリケーションが広く利用されるよう配慮されているかを判断していただくこととなります。

以上の視点に当てはめつつ、アプリの推奨について判断していただき、チェックリストの判断と理由について簡記をしていただき、提出していただきます。委員の皆様からいただいた意見をもとに、推奨の可否を決定したいと考えております。

推奨の流れ、評価方法についての説明は、以上でございます。

そして、坂元会長、大変申しわけありませんが、こちらの「良・可・不可」という点につ

きまして、場合によっては多数不可をつけると、そして、不可をつけたことについて理由をという形になると、これは事務局としてちゃんと整理しておくべきだったんですが、非常に手間になってしまうということもございますので、場合によっては保留という形の意見表明ができるか、それがそもそも審査のやり方として適当かどうかというところにつきまして、皆様のご意見があるかどうかのご確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○坂元会長 今、確認したほうがよろしいでしょうか。

○青少年課長 はい。

○坂元会長 ということで、保留という、記入といいましょうか、記入しないというのでしょうか、そういったことを認めるということでございますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○坂元会長 ただ、保留の場合、やはり保留してるということを記述していただくということでない、飛ばしてしまったのかどうなのかわからなくなりますよね。

○青少年課長 事務局の集計の都合ではございますけれども、保留の場合は、ただ空欄というわけではなく、右の欄に保留ということを書いていただくという形で、当分運用をお願いできないかと考えているところがございますが、よろしいでしょうか。

○坂元会長 では、そのようにさせていただければと思います。

それでは、ただいま事務局から本検討委員会の経緯とアプリ推奨の流れと評価方法についてご説明がございました。評価方法につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、質問いただけますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは進めさせていただきますけれども、今回の検討委員会につきましては、この後、事業者から申請があったアプリの推奨に係るプレゼンテーションが行われると伺っているところであります。その前に、会議の冒頭で事務局側から説明がございました会議の公開、非公開について、皆様のご意見を伺いたいと思います。

事業者によるプレゼンテーションや推奨についての検討部分については、東京都情報公開条例、第7条第3号に規定する事業活動情報を取り扱う予定があることを踏まえ、非公開とすることとして、この運用に疑義が生じた場合は、その都度検討するという、そういうことはいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

○坂元会長 それでは、委員の皆様協議の結果、プレゼンテーションを含めた推奨検討部分については非公開とすることとさせていただきます。

【申請された機能の検討】（非公開）

- ・事務局より申請者名及び申請された機能名等について紹介した。
- ・申請者より申請内容の詳細について説明された。
- ・委員による検討が行われ、意見が表明された。

それでは、以上をもちまして第 11 回東京都推奨携帯電話端末等検討委員会を終了させていただきます。

最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○坪原青少年課長 それでは、既に皆様に連絡させていただきましたとおり、次回の委員会においても機能推奨に係る評価をしていただきます。

次回委員会につきましては、4月12日の開催を予定しております。次回開催までの日数が短く、大変ご負担をおかけすることをおわび申し上げます。

連絡事項として1点ございまして、事務的な話でございしますが、当本部は組織改正がございまして、青少年行政の主管課といたしましては若年支援課というものが誕生いたします。これに加えて、特に安全安心施策について集中的に推進する必要があるということで、都民安全推進課という課もつくられているところでございます。

インターネットに関する、まさに安全安心ということにつきましては、最近出てきた話題ということもございまして、青少年がそうした形で性被害に遭うというのが非常に多くなってきたということで、都としてもこちらに対処することは喫緊の課題であるということで、現在、そうしたサイバーに関して言うと、青少年という問題もありますが、他の世代も含め

まして、総合的に施策を強化しなければならないという観点から、こちらの推奨携帯の施策につきましても同じような枠組みでしっかりとやっていきたいという意味を込めて、都民安全推進課というところで引き続き進めていきたいと考えているところでございます。

ですので、次回からこちらの事務局につきましては、都民安全推進課という名前で進めていくこととなりますので、こちらにつきましては、ご承知おきいただければというところでございます。

私からは以上でございます。

○坂元会長 どうぞ。

○吉岡委員 次回は4月12日ということで今お話があったかと思うんですけども、時間のほうは。

○坪原青少年課長 時間は10時からでございます。

○坂元会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日はここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

午前11時44分閉会